障害者総合支援法
障害福祉サービス支給決定基準

平成18年8月制定
平成26年4月改定
令和4年2月改定
令和7年2月改定

富士市障害福祉課

１．概　要

①　障害者総合支援法での障害福祉サービスを受ける場合

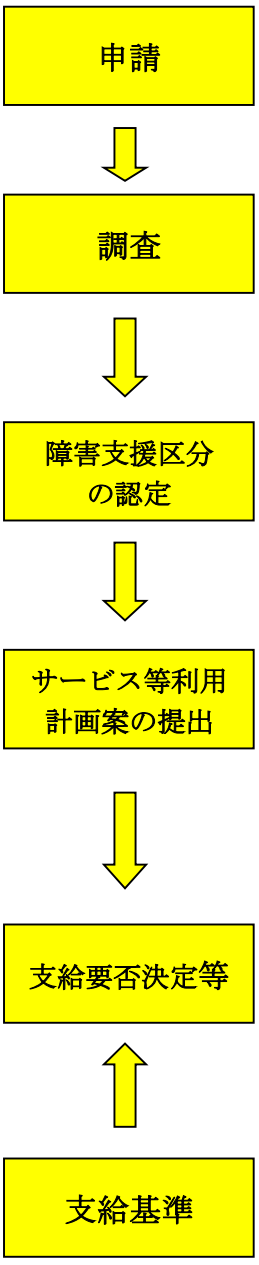

第 20 条　1

「支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に申請しなければならない。」

第 20 条　2

「‥‥‥障害支援区分の認定及び支給要否決定を行うため、厚生労働省令で定めるところにより、‥‥当該申請に係る障害者又は障害児の保護者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査させるものとする。」

第 21 条　1

「市町村は、‥‥、政令で定めるところにより、市町村審査会が行う当該申請に係る障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行うものとする。」

第 22 条　4 及び 5

「市町村は、‥‥、障害者又は障害児の保護者に対し、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるものとする。」

「‥‥‥障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画案に代えて厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案を提出することができる。」

第 22 条　1

「市町村は、‥‥の申請に係る障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該申請に係る障害者又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定を行うものとする。」

第 22 条　7

「市町村は、市給決定を行う場合には、障害福祉サービスの種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量を定めなければならない。」

２　支給決定基準　（数値単位：単位）

① 居宅介護（家事援助、身体介護）

対象者：障害支援区分１以上である障害者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他厚生労働省令で定める便宜を供与する。

障害児：80 項目（障害者の認定調査項目）の調査に代え、5 領域 11 項目の調査【別紙 2】（P.15）を行い支給の要否及び支給量を決定する。

（区分Ａ）①～④の項目のうち「全介助」が 3 項目以上又は⑤の項目のうち「ある」が１項目以上

（区分Ｂ）①～④の項目のうち「一部介助」が 3 項目以上又は⑤の項目のうち「ときどきある」が１項目以上

（区分Ｃ）区分Ａ又はＢに該当しない児童で、①～④の項目のうち「全介助」又は「一部介助」が１項目以上

通院介助（身体介護を伴う）の対象者の判断基準

○障害支援区分 2 以上である者

○障害支援区分認定調査項目で、①～⑤のいずれか一つ以上認定されている者

①「歩行」：できない

②「移乗」：見守り等、一部介助、全介助

③「排尿」：見守り等、一部介助、全介助

④「排便」：見守り等、一部介助、全介助

⑤「移動」：見守り等、一部介助、全介助

通院介助（身体介護を伴わない）の対象者の判断基準

○身体介護対象者以外の者

通院等乗降介助の判断基準

○自らの運転する車両への乗車又は降車の介助

○乗車前若しくは降車後の屋外における移動等の介助

○通院先での受診等の手続き、移動等の介助

※通院等介助と通院等乗降介助は次の基準の単位には含めない。

1,＜在宅で生活する者＞

区　分	単位	基準時間数（参考）	
		家事援助のみ 197 単位/時間	身体介護のみ 404 単位/時間
区分１	**4,140**	２１	１０
区分２	**6,110**	３１	１５
区分３	**8,080**	４１	２０
区分４	**12,610**	６４	３１
区分５	**20,300**	１０３	５０
区分６	**30,340**	１５４	７５
重度障害者等 包括支援対象者	**74,310**	**３７７**	**１８３**

障害児	A	**13,890**	７０	３４
	B	**11,580**	５８	２８
	C	**9,950**	５０	２４

2.＜在宅で生活する者のうち、生活介護等利用者＞

生活介護等利用者とは：生活介護・療養介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援
・地域活動支援センターを利用している者

区　分	単位	基準時間数（参考）	
		家事援助のみ 197 単位/時間	身体介護のみ 404 単位/時間
区分６	**26,260**	１３３	６５

※区分１～区分５、重度障害者包括支援対象者及び障害児は上記１と同じ

3.＜共同生活援助利用者で経過的給付の場合＞

区　分	単位	基準時間数（参考）	
		家事援助のみ 197 単位/時間	身体介護のみ 404 単位/時間
区分２	**3,000**	１５	7
区分３	**5,130**	２６	１２
区分４	**6,110**	３１	１５
区分５	**8,670**	４４	２１
区分６	**13,200**	６７	３２
重度障害者等 包括支援対象者	**74,310**	377	183

② 行動援護

対象者：知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護その他厚生労働省令で定める便宜を供与する
※障害支援区分が区分３以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12 項目）等の合計点数が 10 点以上である者【別紙 1】

障害児：12 項目の調査等【別紙 1】を行い、障害者の場合と同様、10 点以上が対象となる。
区分 A～C は、３.支給量の調整の②イ.サービスに係る支給量の調整率（P.9）を適用

1.＜在宅で生活する者＞

区 分		単位	基準時間数（参考） 437 単位/時間
区分３		**16,170**	３７
区分４		**21,850**	５０
区分５		**29,280**	６７
区分６		**38,020**	８７
重度障害者等 包括支援対象者		**74,310**	１７０
障害児	A	**25,790**	５９
	B	**23,170**	５３
	C	**20,540**	４７

2.＜在宅で生活する者のうち、介護保険対象者及び生活介護等利用者＞

区 分	単位	基準時間数（参考） 437 単位/時間
区分３	**14,860**	３４
区分４	**21,420**	４９
区分５	**25,790**	５９
区分６	**34,090**	７８
重度障害者等 包括支援対象者	**74,310**	１７０

3.＜共同生活援助利用者で経過的給付の場合を除く＞

区　分	単位	基準時間数（参考） 437 単位/時間
区分３～区分６	**2,630**	6
重度障害者等 包括支援対象者	**74,310**	１７０

4.＜共同生活援助利用者で経過的給付の場合＞

区 分	単位	基準時間数（参考） 437 単位/時間
介護保険対象者	**2,630**	6
区分３	**5,660**	１２
区分４	**7,430**	１７
区分５	**9,180**	２１
区分６	**12,680**	２９
重度障害者等 包括支援対象者	**74,310**	１７０

③ 重度訪問介護

対象者：重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者または知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する障害者につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護その他厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する。

※重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者で下記のいずれにも該当する者

・二肢以上の麻痺があること

・障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること

※知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で下記に該当する者

障害支援区分が区分 4 以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12 項目）等の合計点数が 10 点以上である者【別紙 1】

障害児：15 歳以上で児童福祉法 63 条の 3 の規定により児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、市長に通知した場合、障害者とみなし、障害者の手続きに沿って支給の要否を決定する。

1.＜在宅で生活する者＞

区　分	単位	基準時間数（参考） 184 単位/時間
区分４	**28,940**	１５７
区分５	**36,270**	１９７
区分６	**62,050**	３３７
重度障害者等 包括支援対象者	**83,170**	４５２

2.＜在宅で生活する者のうち、生活介護等利用者＞

区　分	単位	基準時間数（参考） 184 単位/時間
区分４	**16,240**	８８
区分５	**20,810**	１１３
区分６	**30,360**	１６５
重度障害者等 包括支援対象者	**74,310**	４０３

3.＜在宅で生活する者のうち、介護保険対象者＞

区　分	単位	基準時間数（参考） 184 単位/時間
区分４	15,830	８６
区分５	**20,240**	１１０
区分６	**30,360**	１６５
重度障害者等 包括支援対象者	**74,310**	４０３

4.＜共同生活援助利用者で経過的給付を除く場合＞

区　　分	単位	基準時間数（参考） 184 単位/時間
区分４～６	**4,260**	２３
重度障害者等 包括支援対象者	**74,310**	４０３

5.＜共同生活援助利用者で経過的給付の場合＞

区　分	単位	基準時間数（参考） 184 単位/時間
介護保険対象者	**4,240**	２３
区分４	**9,200**	５０
区分５	**11,230**	６１
区分６	**18,220**	９９
重度障害者等 包括支援対象者	**74,310**	４０３

④　重度障害者等包括支援

対象者：常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅介護その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービスを包括的に提供すること

※障害支援区分が区分６（要介護５程度）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下に掲げる者

1.重度訪問看護の対象であって、四肢全てに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者のうち、下記のいずれかに該当する者

ア）気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者

イ）最重度知的障害者

2.障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12 項目）等の合計点数が 10 点以上である者

※支援事業者の要件

1.指定事業者で、かつ、24 時間体制ができる

2.サービス管理責任者の配置がある

3.週単位の個別支援計画を作成し、定期的にサービス担当者会議が開催できる

障害児：15 歳以上で 80 項目（障害者の認定調査項目）の調査を行い、審査会に重度障害者等包括支援の対象となるかどうか意見を聞き、支給決定をする。

1.＜在宅で生活する者＞

単位	基準時間数（参考） 202 単位/時間
96,480	４７７

2.<在宅で生活する者のうち、介護保険対象者>

単位	基準時間数（参考） 202 単位/時間
67,680	３３５

⑤ 短期入所（ショートステイ）

対象者：自宅で介護する人が病気等の場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

障害児：80 項目（障害者の認定調査項目）の調査に代え、5 領域 11 項目の調査【別紙 2】を行い支給の要否及び支給量を決定する。

（区分Ａ）①～④の項目のうち「全介助」が 3 項目以上又は⑤の項目のうち「ある」が１項目以上

（区分Ｂ）①～④の項目のうち「一部介助」が 3 項目以上又は⑤の項目のうち「ときどきある」が１項目以上

（区分Ｃ）区分Ａ又はＢに該当しない児童で、①～④の項目のうち「全介助」又は「一部介助」が１項目以上

区分	希望量	最大支給量
区分１～６ 障害児 区分Ａ～Ｃ	15 日未満	**本人の希望する日数**
	15 日以上	**特例（※）**

※「特例」の考え方

1.家族の急な疾病その他やむを得ない事由により、14 日を越えた短期入所の必要性が生じた場合。（支給量の変更申請を行い、当該事由が消滅した時点で、職権により旧の支給量に服するものとする。）

2.利用調整に要する期間その他施設入所が可能となるまでの期間、家族等の状況からやむを得ず短期入所による支援が必要であると富士市が認めた場合

3　支給量の調整

①　支給量調整のための勘案事項

本人の状況や介護状況等について、下記の表を参考に詳細に把握する。
（認定調査の概況調査で必要な内容が把握している場合は、概況調査を参考とする。）

勘案事項	調査項目	選択項目
地域生活関連	・外出の頻度、状況 ・社会活動の参加の状況 ・通所、通院の状況	1. 月 1 日未満 2. 月 1～3 日 3. 週 1・2 日 4. 週 3・4 日 5. 週 5 日以上
就労関連	・就労状況	1. 一般就労・常勤 2. 一般就労・非常勤 3. パート・アルバイト 4. 未就労・就労経験あり 5. 未就労・就労経験なし
日中活動関連	・日中の主な活動の場所	1. 入所・入院 2. ケアホーム・グループホーム 3. 自宅・週 4 日以上通所・通院 4. 自宅・週 3 日以内通所・通院 5. 自宅
介護者関連	・介護者の有無	1. あり 2. なし
	・介護者の年齢	1. 18 歳以上 65 歳未満 2. 18 歳未満及び 65 歳以上 3. 65 歳以上で介護保険適用者
	・介護者の在宅時間	1. 18 時間以上 2. 12 時間以上 18 時間未満 3. 12 時間未満
	・介護者の健康状況	1. 良好 2. やや不良 3. 不良
	・利用者以外の同居障害者等	1. あり 2. なし
居住関連	・生活の場所	1. 入所・入院 2. ケアホーム・グループホーム 3. 自宅・週 4 日以上通所・通院 4. 自宅・週 3 日以内通所・通院 5. 自宅
	・居住環境	1. バリアフリー 2. 概ねバリアフリー 3. 一部バリアフリー 4. 未バリアフリー 5. 階段・段差多い
サービス利用状況	・受けているサービス内容	1. 月 1 日未満 2. 月 1～3 日 3. 週 1・2 日 4. 週 3・4 日 5. 週 5 日以上
その他	・障害の状況	身体障害者手帳・療育手帳・精神手帳・障害年金の等級

② サービスに係る支給量の調整

○ 調整の範囲は、支給決定基準に対して 50%までとする。

○ 支給量調整のための勘案事項の介護者関連項目からポイントを算出し、そのポイントにより支給量の調整を行い、基準支給量を設定する。

ア. ポイントは、調査項目（ア～オ）ごとに該当する項目の数値を積算して算出する。

調査項目		選択肢	
ア	介護者の有無	あり	1
		なし	0
イ	介護者の年齢	18 歳以上 65 歳未満	×１
		18 歳未満及び 65 歳以上	×０．８
ウ	介護者の在宅時間	18 時間以上	×１
		12 時間以上 18 時間未満	×０．８
		12 時間未満	×０．５
エ	介護者の健康状況	良好	×１
		やや不良	×０．８
		不良	×０．５
オ	利用者以外の同居障害者等	なし	×１
		あり	×０．５

イ．サービスに係る支給量の調整率

アにより算出されたポイントに基づき、Ａ、Ｂ、Ｃの３区分に分け、支給量に対して、Ａは１５０％、Ｂは１２０％、Ｃは１００％の支給量の調整を行う。

区分	算定ポイント	調整率	家事・介護能力の判定
Ａ	０．４８未満	支給量×１．５	障害者単身世帯又は介護者が障害、疾病、高齢、就労等により、日常の家事及び介護の能力にかける者
Ｂ	０．４８以上１未満	支給量×１．２	介護者が障害、疾病、高齢、就労等により、日常の家事及び介護の能力にかける者
Ｃ	１以上	支給量×１	介護者が日常の家事及び介護の能力に問題がない者

ウ．一時的に基準額を超えるサービス提供

介護者の病気等による入院や、支給量が不足する場合など、支援の必要性があると認められた場合は、地域生活関連の調査項目等を勘案した上で基準支給量を超えて必要量を支給決定することができる。

この場合の支給決定は 2 ヶ月を超えない期間とする。

なお、その間に緊急やむを得ず支給決定が必要とされる場合には、特例介護給付費の対象とする。

③　支給決定基準と乖離する支給決定（いわゆる「非定型」の支給決定）

個々の障害のある人の事情に応じ、支給決定基準と乖離する支給決定を行う必要がある場合に、支給決定案とともに、支給決定基準と乖離する支給決定をした理由を附して審査会等へ意見を聴くことができる。

ア．「非定型」の判断基準

サービス利用希望が市の定める支給決定基準と乖離するものであって、市又は相談支援事業者がサービス等利用計画の作成にあたり、2 ヶ月を超えて引き続きサービス利用が必要であると認める者。

○「非定型」の判断材料

- サービス等利用計画及び過去 3 ヶ月間のサービス利用状況
- 補装具及び日常生活用具交付状況、移動支援等利用状況
- 住宅のバリアフリーの整備状況
- 世帯構成
- 医療機関や児童相談所等専門機関の意見（心身の状態の変化により判断されるもの）

イ．審査会等での意見聴取

市町村は、作成した支給決定案又は地域相談支援給付決定案が市の定める支給決定基準と乖離するときは、いわゆる「非定型の支給決定」等として審査会に意見を求めることが出来る。審査会は、その内容や作成した理由等の妥当性を審査し、審査会の意見を市に報告する。なお、審査会は、意見を述べるに当たり、必要に応じて関係機関や障害者、その家族、医師等の意見を聴くことができる。

○支給要否決定にあたり審査会で必要とされる資料等

- 支給決定基準
- 支給決定基準と乖離する支給決定案を作成した理由・当該支給要否決定にかかる障害のある人、その家族、医師その他の関係者の意見

ウ．経過措置

平成 18 年 10 月からの支給決定に当たって、「非定型」の支給決定を行う必要がある場合、既に支給決定案の支給量と同量のサービスを利用している者については、経過措置として、審査会に諮ることなく、従来の決定量を持って決定を行うことも可能とする。

ただし、新たにサービス量の増を希望する者についてはこの限りではない。

参考資料

Ⅰ　令和６年度　国庫負担基準額　　（数値単位：単位）

① 居宅介護

1.＜在宅で生活する者＞

区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	障害児
3,100	4,010	5,890	11,070	17,730	25,500	9,950

2.＜在宅で生活する者のうち、生活介護等利用者＞

区分６
22,450

※区分１～５及び障害児については、上記１の単位と同じ

3.＜共同生活援助利用者で経過的給付の場合＞

区分２	区分３	区分４	区分５	区分６
1,400	3,710	4,680	6,540	9,810

② 行動援護

1.＜在宅で生活する者＞

区分３	区分４	区分５	区分６	障害児
15,680	21,130	28,100	36,520	19,950

2.＜在宅で生活する者のうち、介護保険対象者及び生活介護等利用者＞

区分３	区分４	区分５	区分６
11,960	15,580	19,780	23,840

3.＜共同生活援助利用者＞

区分３～区分６	2,590

※介護保険対象者及び生活介護等利用者も同単位

4.＜共同生活援助利用者で経過的給付の場合＞

区分３	区分４	区分５	区分６
5,660	6,620	8,470	11,680

③ 重度訪問介護

1.＜在宅で生活する者＞

区分４	区分５	区分６
28,940	36,270	62,050

2.＜在宅で生活する者のうち、介護保険対象者及び生活介護等利用者＞

(1) 介護保険対象者

区分４	区分５	区分６
14,620	15,620	22,910

(2) 生活介護等利用者

区分４	区分５	区分６
17,610	20,440	30,620

3.＜共同生活援助利用者＞

区分４～区分６	4,260

※介護保険対象者及び生活介護等利用者も同単位

4.＜共同生活援助利用者で経過的給付の場合＞

(1) 介護保険対象者以外

区分４	区分５	区分６
9,030	11,110	16,840

※生活介護等利用者も同単位

(2) 介護保険対象者

区分４～区分６	4,260

④ 重度障害者等包括支援

1.＜在宅で生活する者＞

96,480

2.＜在宅で生活する者のうち、介護保険対象者＞

67,680

※重度障害者等包括支援対象者で、①居宅介護、②行動援護、③重度訪問介護に係る支給決定を受けたもの

1.＜在宅で生活する者＞

74,310

2.＜在宅で生活する者のうち、介護保険対象者＞

45,510

Ⅱ　新体系報酬単価・丙地　　（数値単位：単位）

利用時間に対する単位設定となっている。

訪問系サービスの報酬（参考）

サービス名 / 利用時間	居宅介護		行動援護	重度訪問介護	重度障害者等包括支援
	家事援助	身体介護			
30 分以上 1 時間未満	１９７		４３７		
45 分以上 1 時間未満		４０４			
1 時間未満					
4 時間につき (1 日に 12 時間を越えない範囲)				７３６	８１０

サービス内容に適した報酬基準の考え方

・短時間に集中的な提供：家事援助、身体介護、行動援護

・長時間の滞在による提供：重度訪問介護、重度障害者等包括支援

【別紙 1】

行動関連項目と障害支援区分との関係

行動関連項目	0 点			1 点	2 点
① 3-3 コミュニケーション	1.日常生活に支障がない			2.特定の者であればコミュニケーションできる 3.会話以外の方法でコミュニケーションできる	4.独自の方法でコミュニケーションできる 5.コミュニケーションできない
② 3-4 説明の理解	1.理解できる			2.理解できない	3.理解できているか判断できない
③ 4-6 異食行動	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に 1 回支援が必要	4.週に 1 回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週 5 日以上の)支援が必要
④ 4-19 多動・行動の停止	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に 1 回支援が必要	4.週に 1 回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週 5 日以上の)支援が必要
⑤ 4-20 不安定な行動	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に 1 回支援が必要	4.週に 1 回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週 5 日以上の)支援が必要
⑥ 4-21 自らを傷つける行為	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に 1 回支援が必要	4.週に 1 回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週 5 日以上の)支援が必要
⑦ 4-22 他人を傷つける行為	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に 1 回支援が必要	4.週に 1 回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週 5 日以上の)支援が必要
⑧ 4-23 不適切な行為	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に 1 回支援が必要	4.週に 1 回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週 5 日以上の)支援が必要
⑨ 4-7 大声・奇声を出す	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に 1 回支援が必要	4.週に 1 回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週 5 日以上の)支援が必要
⑩ 4-24 突発的な行動	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に 1 回支援が必要	4.週に 1 回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週 5 日以上の)支援が必要
⑪ 4-25 過食・反すう等	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に 1 回支援が必要	4.週に 1 回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週 5 日以上の)支援が必要
⑫ てんかん	1.年に 1 回以上			2.月に 1 回以上	3.週に 1 回以上

【別紙２】

障害児の調査項目（５領域１１項目）

	項　目	区　分	判　断　基　準
①	食事	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
②	排せつ	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
③	入浴	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
④	移動	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。
⑤	行動障害 及び 精神症状	・ある ・ときどきある	ほぼ毎日ある。 週１・２回程度以上ある （１）強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動。 （２）睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動。 （３）自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。 （４）気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 （５）再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。 （６）他者と交流することの不安や緊張のため外出できない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。 （７）学習障害のため、読み書きが困難。

※通常の発達において必要とされる介助等は除く。